

森林経営管理制度説明会資料

森林経営管理制度について

とくしま南部地域森林管理システム推進協議会

ハローフォレスト 阿南・那賀

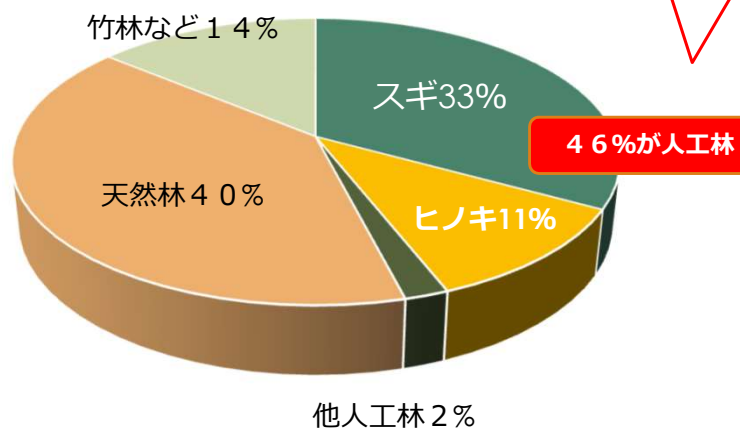
阿南市の森林資源

- 総土地面積の約54%が森林
- 森林のうち44%がスギ・ヒノキの人工林

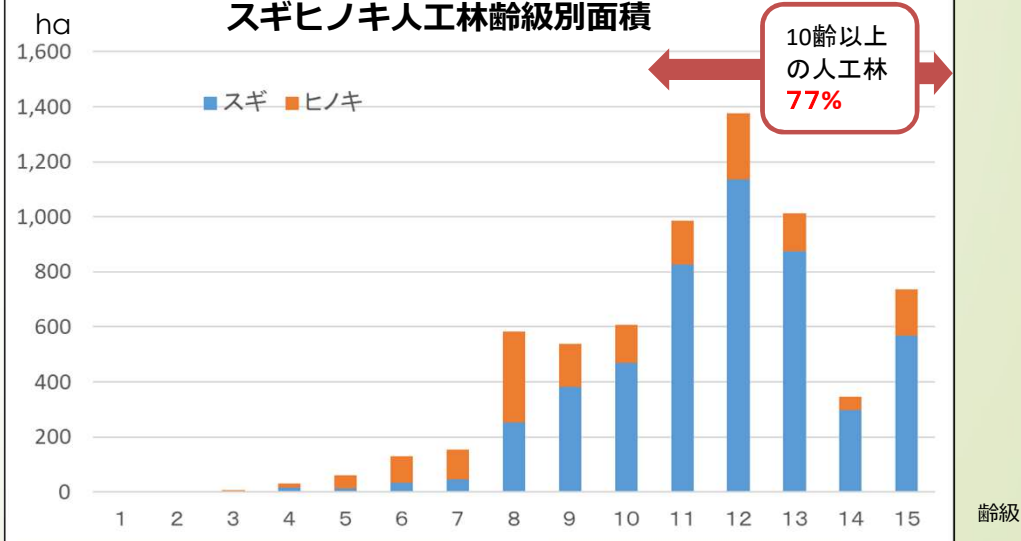
そのうち77%が10齢級(46年生)以上

～成熟し**木材として利用価値**が高い多くの人工林～

樹種別面積割合



スギヒノキ人工林齢級別面積



徳島県の木材需要

- 大型製材工場、合板・チップ材の県産材利用

那賀川河口には

製材工場や木質バイオマス発電所も



- ☆ 近年、県産材の需要は大きく拡大している
～ しかし、木材価格は以前**低価格**のまま ～



合板を使用した住宅



木のチップ材



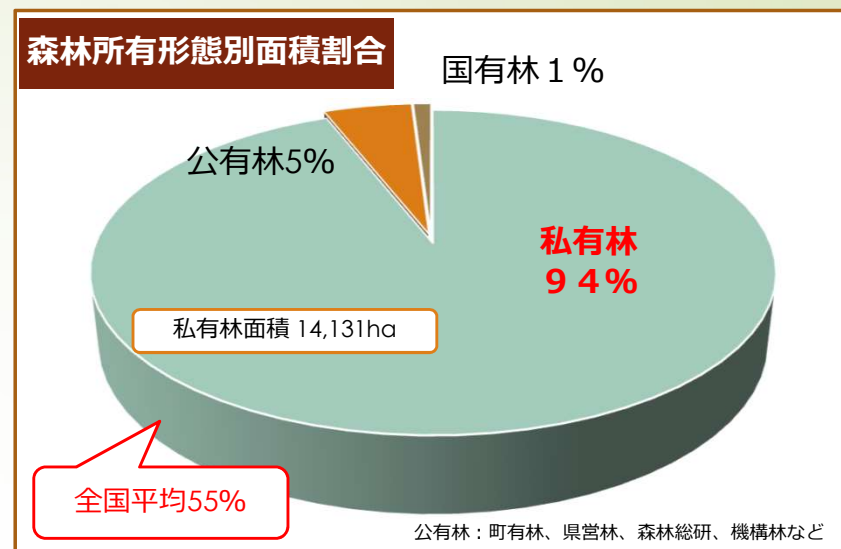
木質バイオマス発電所

森林の所有形態等

- 阿南市の森林の94%が個人や会社所有の私有林

- 世代交代をきっかけに、所有者や、境界の不明な森林が増加、森林が管理不十分に・・・

- このまま管理不十分な森林が増加すれば自然災害の防止、水資源のかん養、温暖化防止、木材生産、地域雇用の創出などの森林の多面的機能が維持できなくなる恐れが・・・



森林資源の循環利用



森林経営管理制度の概要

○森林所有者には、山が手入れ不足とならならないよう適切な森林の経営や管理を行う「責務」があることが明確化されています。

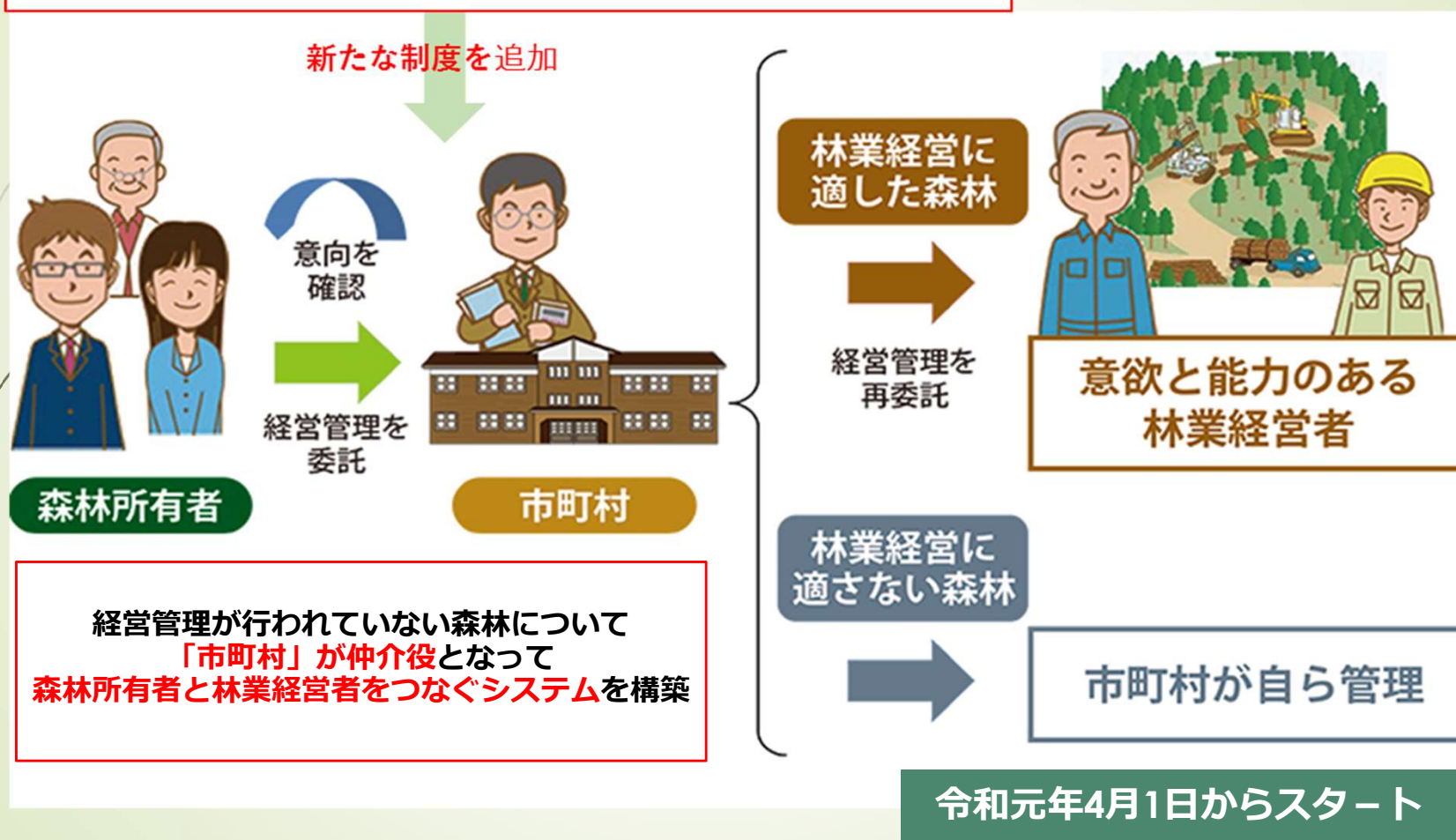
○森林所有者が森林の経営管理ができない場合、「市町村」に森林の経営管理を委託できるようになります。

→ 市町村に委託した森林のうち

- ・ 林業経営に適した森林は、「意欲と能力のある林業経営者」に再委託されます。
- ・ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林は、市町村が直接管理をします。

森林経営管理制度の概要

これまでは森林所有者自ら又は民間事業者に委託し、山の経営管理



森林環境税及び森林環境譲与税の創設

令和元年度税制改正において、
森林環境税及び森林環境贈与税が創設。

➤ 森林環境税創設の趣旨

- ① パリ協定※の枠組みの下における、
わが国の**温室効果ガスの排出削減目標**の達成
- ② 近年、激甚化している山地災害の防止を図るため
森林整備の推進

このような森林の多面的機能を発揮するために、市町村主導で行われる
「新しい森林管理システム」の実施に必要な安定的な地方財源を確保するため、
国民一人一人が等しく負担を分かち合って、わが国の森林を支える仕組みとして
創設されます。

※パリ協定COP21



日本の温室効果ガスの排出削減目標額の達成には、

森林吸収量を確保する森林の整備が必要となります。

税の徴収・交付のイメージ

2024年度から施行

国

2019年度から施行

交付税及び譲与税配布金特別会計

都道府県

市町村

国税

森林環境税 1,000円/年
(賦課徴収は市町村が行う)

個人住民税均等割

道府県民税(既存) 1,000円/年

市町村民税(既存) 3,000円/年

納税義務者 約6,200万人

全ての納税者

※2023年度までは国税として復興税が課税されています。

森林環境譲与税

- ・私有林人工林面積(林野率補正有)
 - ・林業就業者数
 - ・人口
- により按分

都道府県

- 市町村の支援 等

※使途公表

市町村

- 間伐(境界確定・路網整備含む)
- 人材育成・担い手確保
- 木材利用促進, 普及啓発 等

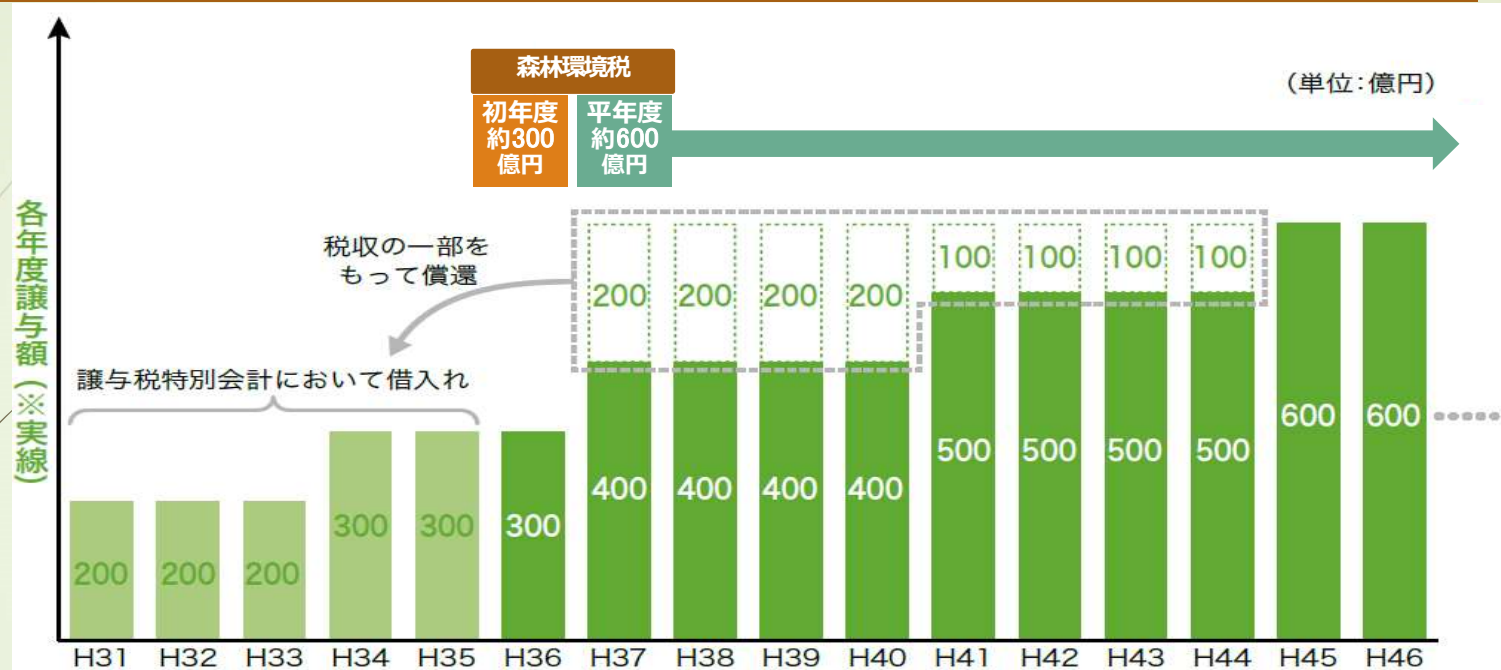
※使途公表

地球温暖化
防止機能

災害防止
国土保全機能

水源涵養
機能

森林環境譲与税の各年度の譲与額



市町村 : 都道府県の割合	80:20	85:15	88:12	90:10
---------------	-------	-------	-------	-------

森林環境譲与税の配分割合

市町村分	50% : 私有林人工林面積 20% : 林業就業者数 30% : 人口
都道府県	市町村と同じ基準

市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように償還額を設定。

森林環境譲与税の使われ方



多くの森林をもつ山間部の市町村では

新たな森林管理システムを活用して、これまで手入れのできていなかった森林の整備、その経営管理を担う人材育成・担い手の確保を推進します。

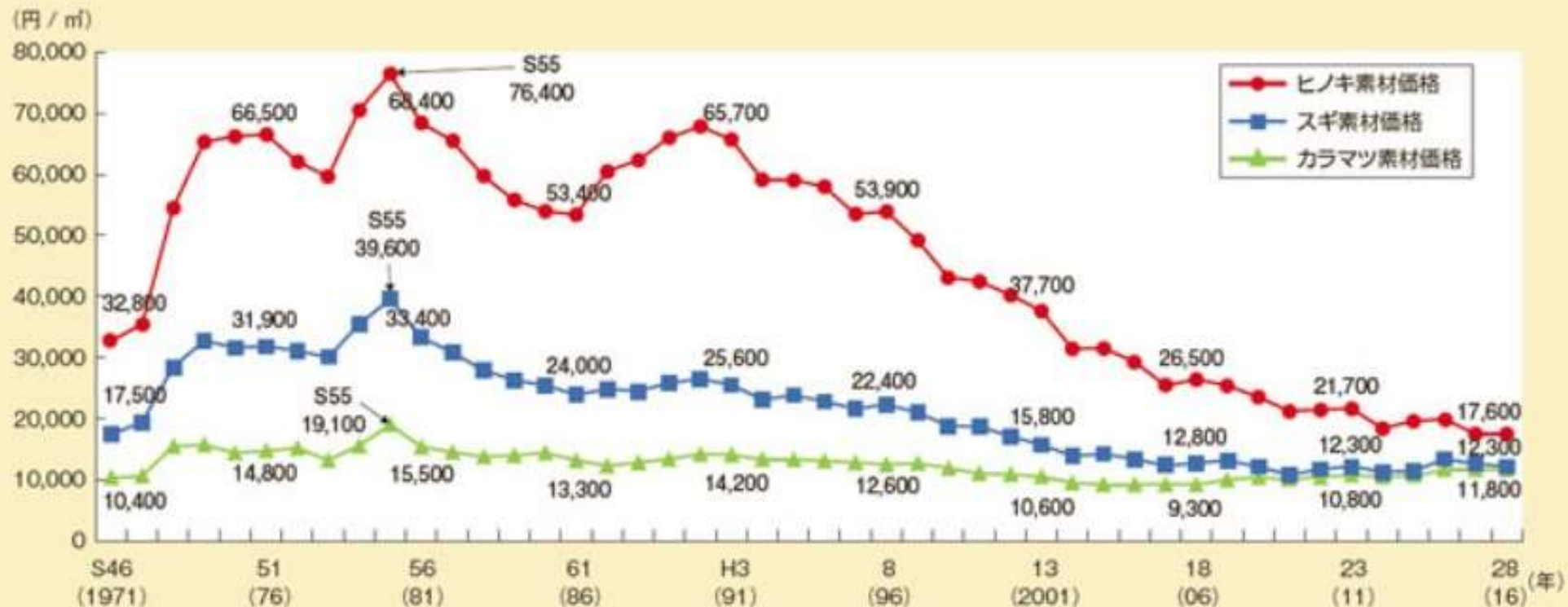
森林が少ない都市部の市町村では

木材利用の促進や、山間部の市町村との連携による森林環境教育などの普及啓発に取り組みます。

森林経営管理制度の創設の背景

木材価格下落による森林資産価値の低下

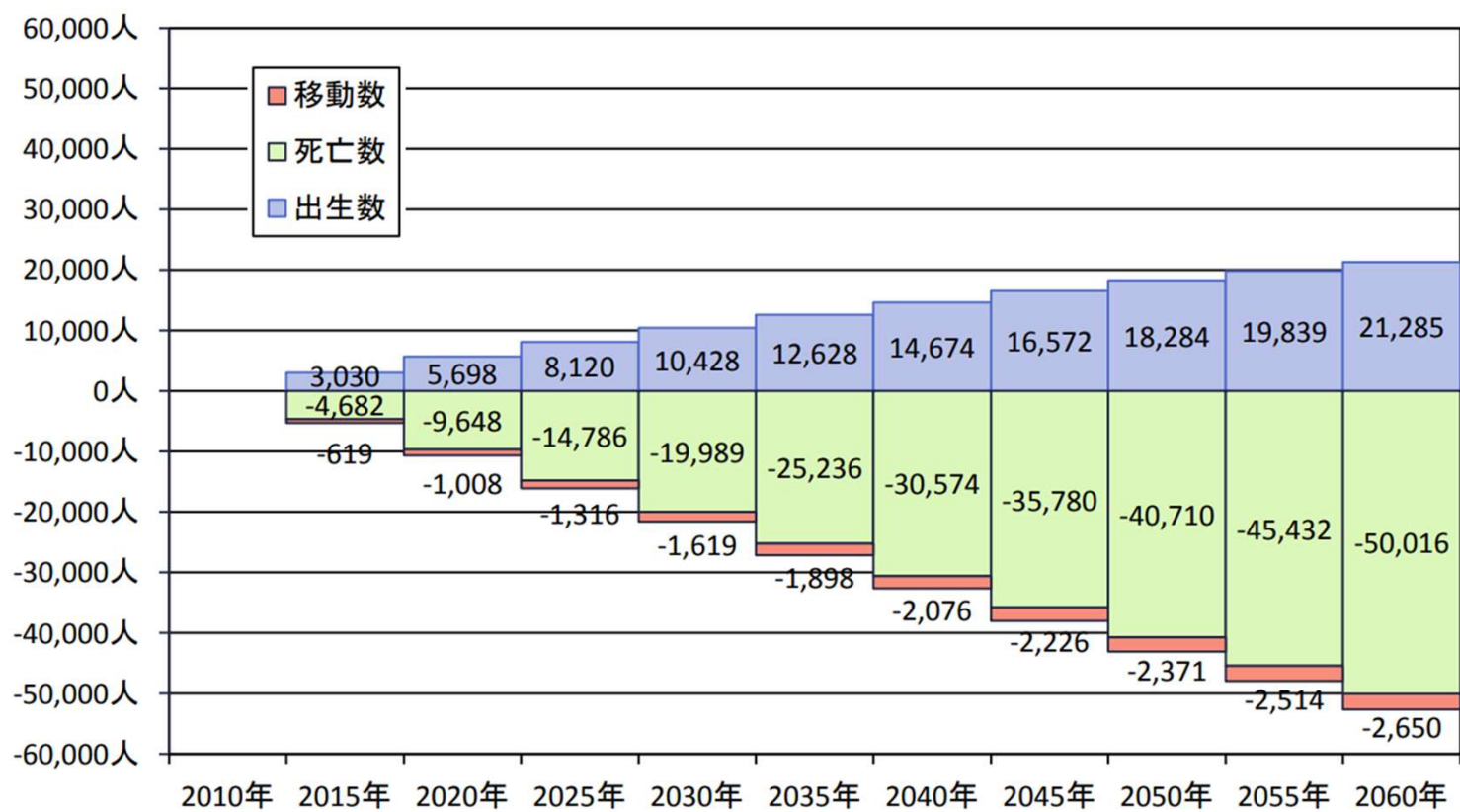
スギ・ヒノキ・カラマツの素材価格の推移



森林経営管理制度の創設の背景

森林所有者の不在村化による管理不足

阿南市人口ビジョン

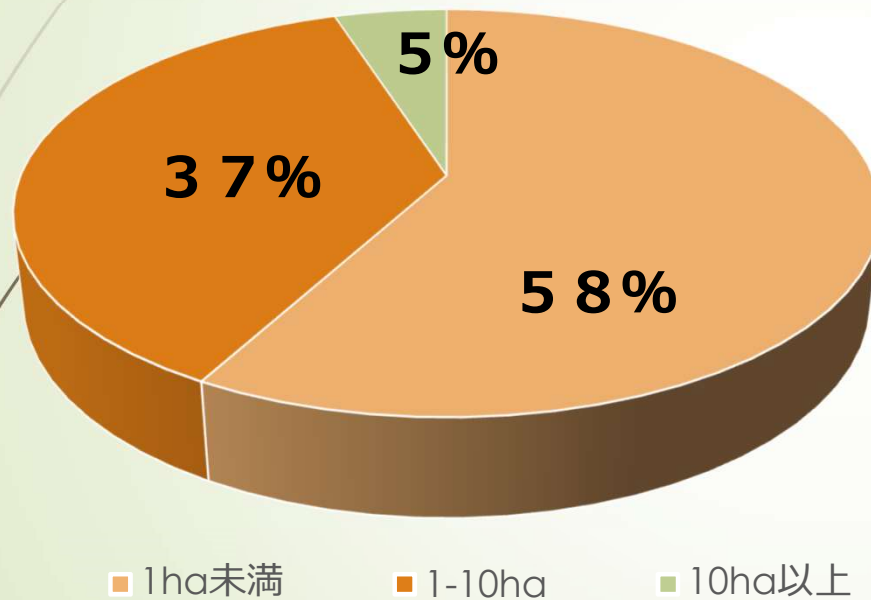


森林の情報を
知っている

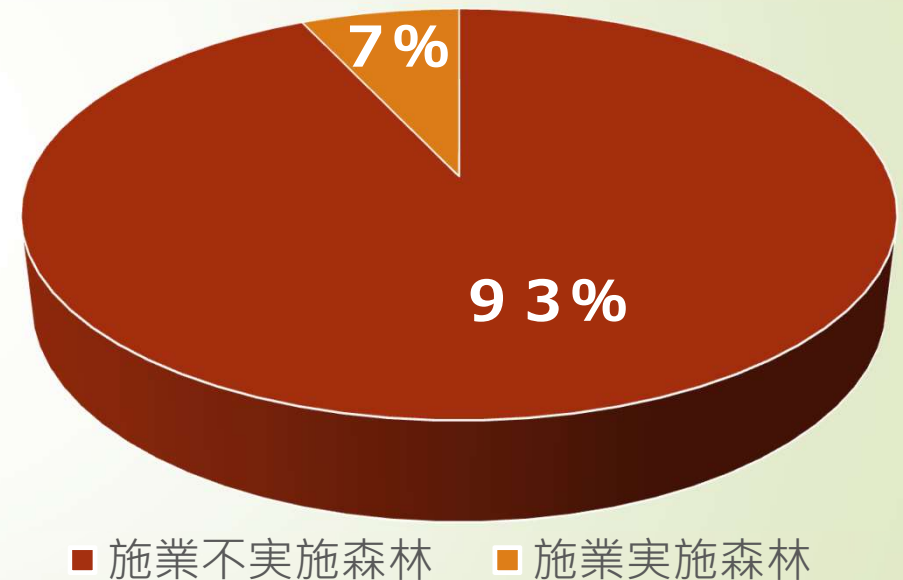
森林経営管理制度の創設の背景

森林所有者の不在村化による管理不足

所有規模別割合



過去10年間の施業実施状況



森林経営管理制度の創設の背景

課題 森林所有者不明森林の増加 } 森林整備や木材生産
森林の境界が不明瞭に } の合意が困難に

森林の持つ公益的機能が低下

制 度 活 用

森林所有者の適正な管理義務の明確化

「意向」に基づき管理権限を明確化

- ・ 市町村による森林管理（税活用）
- ・ 民間活力を活用した効率的な森林管理

市町村による
経営権の集積

森林経営管理制度の進め方

①制度周知活動 相談窓口設置（ハローフォレスト）

②意向調査実施（現在の管理状況や今後の管理方法）

阿南市へ委託したい

自ら管理したい

組合に任せたい

売却・寄付したい

③経営管理権集積計画作成（阿南市への経営権委託）

・経営管理実施権

・市町村森林経営

配分計画

管理事業

立地条件の
良い森林

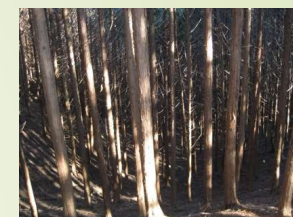
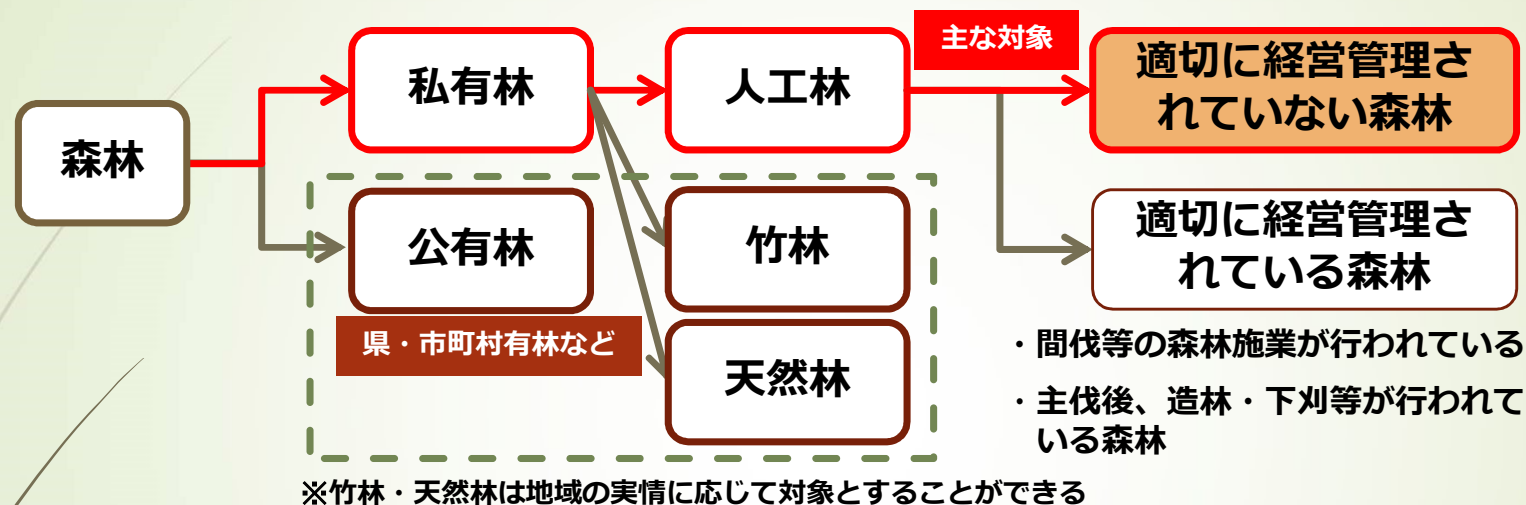
林業事業体への再委託
木材生産等の林業経営実施

奥地等の条件が
不利な森林

阿南市の直営事業
間伐等の保育施業実施

森林経営管理制度の対象となる森林

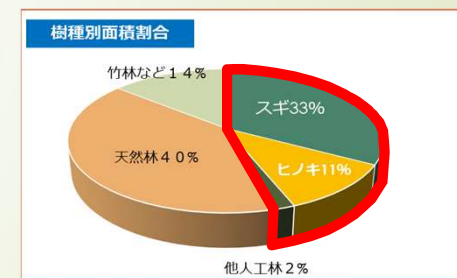
○この制度の主に対象となる森林は



例えば

経営管理が行われていない私有林人工林

- ・境界が明確化されていない森林
- ・間伐が1度も行われていないスギ・ヒノキの人工林
- ・50年生を越えて、木材生産が可能な林齢に達しているが、長い間施業を実施していないスギ・ヒノキの人工林



森林経営管理制度の進め方

○対象となる森林の条件整理

1) 現地探索と調査

森林所有者や所在地の確認

森林資源の状況や施業の履歴確認

2) 森林境界の明確化

境界の確認および測量

3) 管理権限の所在

登記名義人・実質所有者・課税対象者

※森林所在地の権利関係等が整っていない場合は
管理権の設定に長期間を要する場合があります

森林経営管理制度の進め方

- ・ 制度周知活動

制度周知パンフレットの配布

阿南市の森林所有者約 6 千人に配布

説明会の開催 相談窓口設置（ハーフホルスト）

- ・ 意向調査実施

実施期間：ブロックごと 5 年を目途に実施

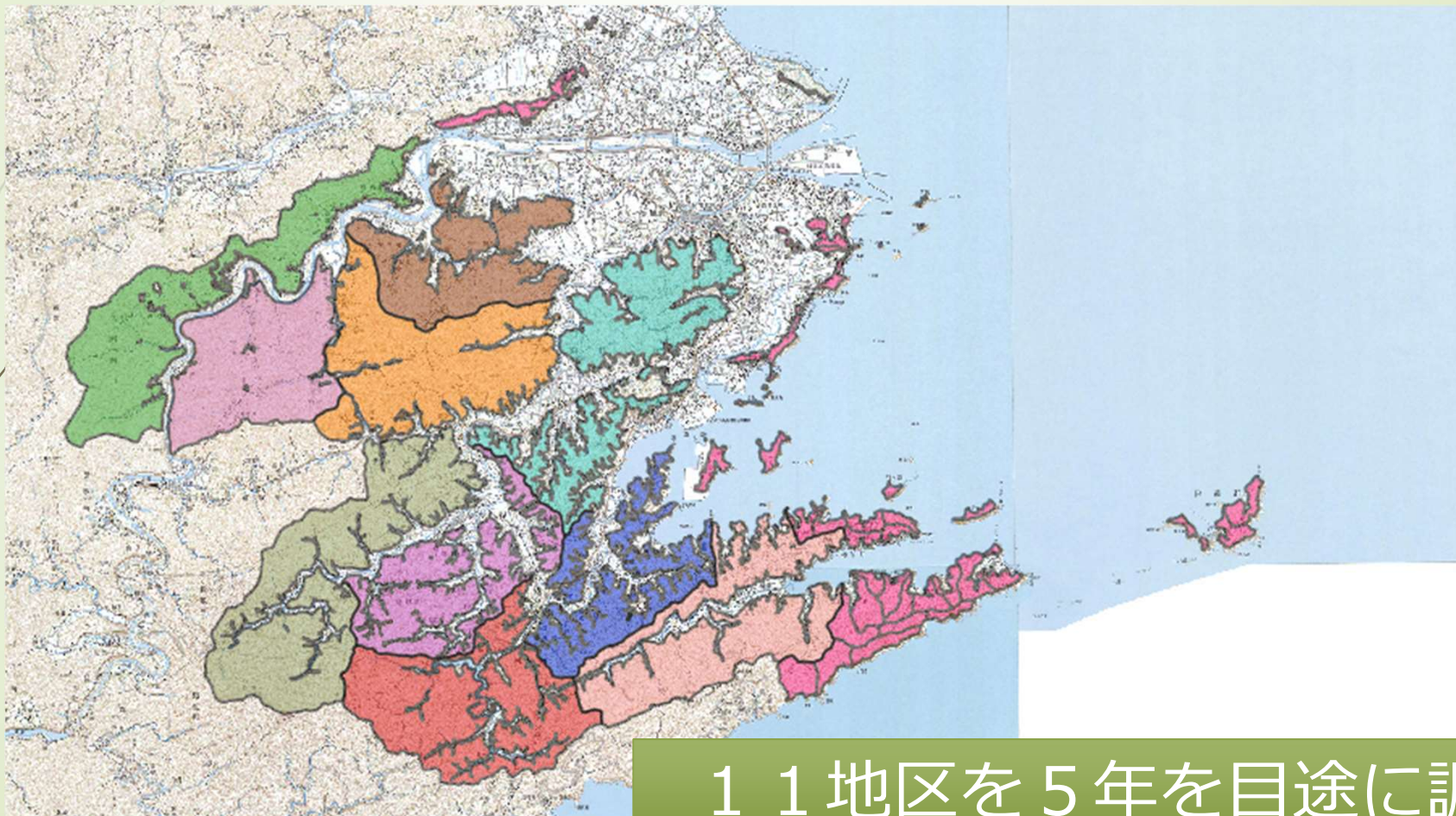
調査項目：所有者基本情報、所有森林の場所や境界等

現在の管理状況、今後の管理方法

（新制度活用の希望等）

森林経営管理制度の進め方

〈地区割図〉 字界や小流域等で林業経営に適した地区設定



1 1地区を5年を目途に調査

〒 〇〇市〇〇…
〇〇 〇〇 様

(本人確認用)

送付先番号	
識別番号	

令和元年度

森林経営管理法 第5条に定める 経営管理意向調査票

阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町でつくる
とくしま南部地域森林管理システム推進協議会

森林経営管理法（平成30年法律第35号） 抜粋

第五条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査（第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。）を行うものとする。

※意向調査で得た情報については、森林経営管理法で定められた事務のみに利用します。
（意向調査内容の確認及び計画作成時の内容確認等）
なお、情報の管理については協議会を構成する市町の個人情報保護条例に基づき行います。

◎Webでの回答は <https://hello-forest.com/> (QRコード)
(ホームページID forest パスワード 8410)



森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査（アンケート2019）

令和元年度から始まった「新たな森林管理制度（森林経営管理法）」により、森林が荒れ放題にならないよう、森林の持ち主には、適正な管理が義務づけられました。
同時に、自ら森林管理ができない方は、その管理を市町村に委ねることができる新しい制度が始まり、森林環境（譲与）税が使われることになりました。
このアンケートでは、森林経営管理法に基づき、森林の持ち主の方々に森林の管理状況をお尋ねし、新制度の「市町村への委託」等のご希望について、ご回答をお願いします。

- ※1 このアンケートは、不動産登記簿や県の森林簿、市町村の課税台帳等から森林所有者と思われる方にお送りしています。
- ※2 複数の森林があるときは、代表的なものでお答えください。
- ※3 回答は必要事項の記入と ☐ 枠内に レ を記入してください

問1 森林所有者について

◆ご回答いただく「あなた」についてご記入ください。

住 所	〒				
フリガナ					
氏 名					
職業(勤め先)		生年月日	M・T S・H	性別	
電話番号	自宅		携帯	※日中の連絡ができる番号	
メールアドレス	パソコン 携帯				

◆「あなた」と「森林をお持ちの方」の関係をご記入ください。

① 森林の不動産登記名義人は、あなたですか？
☐ はい ☐ いいえ
※「いいえ」の場合、名義人の氏名とあなたとの続柄を教えてください。 名義人の氏名 () あなたとの続柄 ☐ 親 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 子 ☐ その他 ()
② 森林の実質的な所有者は、あなたですか？
☐ はい ☐ いいえ
※「いいえ」の場合、所有者の氏名とあなたとの続柄を教えてください。 所有者の氏名 () あなたとの続柄 ☐ 親 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 子 ☐ その他 ()
③ 森林の固定資産税を納税している方は、あなたですか？
☐ はい ☐ いいえ
※「いいえ」の場合、納税者の氏名とあなたとの続柄を教えてください。 納税者の氏名 () あなたとの続柄 ☐ 親 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 子 ☐ その他 ()

問2 お持ちの森林の現状について

各問の1～6のうち一つをお選びください。

◆あなたは、お持ちの森林のことをどれぐらいご存じですか？

1 知っている ↓ 知らない 6	① 森林の所在地(場所)はわかりますか？ ☐ 1 自分で行くことができる ☐ 2 地図で示すことができる ☐ 3 目印になるものを知っている ☐ 4 このあたりと言える ☐ 5 地番だけは判る ☐ 6 全く不明	② 森林の境界(隣との境)をご存じですか？ ☐ 1 自分で境の案内ができる ☐ 2 地図で示すことができる ☐ 3 現地を歩いた記憶がある ☐ 4 境の目印を知っている ☐ 5 聞き伝えを知っている ☐ 6 全く不明	③ 森林の状況(樹木や森の中の様子)はわかりますか？ ☐ 1 樹齢や樹高、胸高直径成立本数が分かる ☐ 2 最近見てきた、大まかな生育状況が分かる ☐ 3 間伐した頃の事は知っている ☐ 4 植林した頃の事は知っている ☐ 5 行ったことはない(植林の事は聞いている) ☐ 6 全く不明
--	--	---	--

◆どのように森林管理されていますか？

① 自分で管理している方にお聞きます。主な作業形態をお答えください。 ☐ 1 自分や家族が労働する ☐ 2 地元(知人)が間伐等を実施してくれる ☐ 3 間伐等の仕事がある度毎に地元森林組合に依頼している ☐ 4 間伐等の仕事がある度毎に林業会社等に依頼 ☐ 5 専属の山番頭や仕事師を雇用している ☐ 6 自分の会社で間伐等を行い管理する	
② 管理を委託(5年以上)している方 主な委託先をお答えください。 ☐ 1 個人(親戚、知人) ☐ 2 森林組合 ☐ 3 林業会社・協同組合 ☐ 4 信託銀行等 ☐ 5 徳島森林づくり推進機構(旧林業公社) ☐ 6 森林整備センター水源林整備事務所(旧公団)	
③ 特に管理を行っていない方 主な理由をお答えください。 ☐ 1 相続したばかり ☐ 2 管理が必要と知らなかった ☐ 3 何をすれば良いかわからない ☐ 4 管理を委託するには費用が必要だから ☐ 5 既に立派な森林に育っているから ☐ 6 相続等でめめ事があるから	

問3 今後の所有森林の管理方法について

※森林経営管理法の施行により、お持ちの森林は、必ず何らかの方法で管理いただく必要があります。

該当するもの一つをお選び下さい。

(複数森林をお持ちの方で、森林ごとに管理方法を分ける場合は複数選択可)

◆新制度(森林経営管理法)に基づき「市町村へ委託」を希望されますか？

☐ 1 希望する (☐ 全部 ☐ 一部) (市町村への委託は無料ですが、森林経営の権利を全て委ねる必要があります) → 問4 森林管理を「市町村に委ねたい方」にお尋ねします へ	☐ ①これまでどおり自分で管理したい ☐ ②これまでどおり管理を民間に委託したい ☐ ③今までは自分で管理していたが、管理を民間に委託したい ☐ ④今までは管理を民間に委託していたが、自分で(後継者が)管理したい ☐ ⑤売却したい・寄附したい → 問5 「森林を手放したい方」にお尋ねします へ
☐ 2 希望しない (☐ 全部 ☐ 一部) →希望しない方は、今後、どのように管理されますか。	
☐ 3 わからない →この制度について、詳しい説明を ☐ 希望する ☐ 希望しない その他 ご自由に記入してください。	

問4 森林の管理を「市町村に委ねたい方」にお尋ねします。

(問3で「希望する」と回答された方)

◆あなたがお持ちの森林の管理を市町村に委ねたい理由は？

該当するものを二つまでお選び下さい。

- | |
|--|
| ☐ ①高齢になってもう山の手入れができないから
☐ ②山を離れ、不在村森林所有者になったから
☐ ③管理委託をどうすれば良いかわからなかったから
☐ ④相続したが、山に興味が無いから
☐ ⑤異常気象が多く、災害が怖いから
☐ ⑥森林管理を引き継ぐ後継者がいないから
☐ ⑦木材価格が下がり、経済的な価値がなくなったから
☐ ⑧森林管理が経済的に負担だから
☐ ⑨山に行つて、山菜や薪炭、キノコ、山野草等を利用しなくなったから
☐ ⑩森林所有者の責任があり、面倒そうだから
☐ ⑪その他 (ご自由に記入してください) |
|--|

◆市町村へ森林を管理するまでの準備期間は？ 該当するものを一つお選び下さい。

※森林の場所や条件によって、委託の準備が整うまでに、長期間を要する場合があります。

☐ ① 2年以下 ☐ ② 3年 ☐ ③ 5年 ☐ ④ 10年 ☐ ⑤ 15年以上

◆あなたが、市町村に委託するにあたって、気になることがあればお書きください。

ご自由に記入してください。

問5 「森林を手放したい方」にお尋ねします。

(問3で「⑤売却したい・寄附したい」と回答された方)

◆あなたが所持の森林を手放したい理由は？

該当するものを二つまでお選び下さい。

- ☐ ①高齢になってもう山の手入れができないから
☐ ②山を
☐ ③売却
☐ ④相続
☐ ⑤異常
☐ ⑥森林
☐ ⑦木材
☐ ⑧森林
☐ ⑨山に
☐ ⑩森林
☐ ⑪その他

◆売買や寄附など、森林を手放すにあたっての考え方は？

①あなたの考え(希望)を教えてください。考えに近いものをお選び下さい。

- ☐ できるだけ高く売りたい
※値段が合わない場合は ☐ 安くても売却してもよいので手放したい
☐ 寄附でもよいので手放したい
☐ 売らなくてもよい
- ☐ 出来るだけ早く売りたい
※時間がかかる場合は ☐ 安くても売却してもよいので手放したい
☐ 寄附でもよいので手放したい
☐ 売らなくてもよい
- ☐ できるだけ早く処分するため、寄附したい。
☐ 価値はなさそうなので、寄附したい。
☐ 時間がかかって、全部売却したい。
☐ その他(具体的に：)

②売却先又は寄附先の希望はありますか？ 希望する順番を記入ください。

区分	売却・寄附の希望先					
	①県や市町村	②公益法人	③森林組合	④林業会社	⑤個人	⑥どこでも良い
売却						
寄附						

注1：売却は、所得と山林所得が生じ、所得税が課税されます。

注2：県や市町村への寄附は非課税、公益法人への寄附は所得税が一部控除されます。

③森林を手放すまでに、どの程度の期間をお考えですか？ 該当するものを一つお選び下さい。

※森林の場所や条件によっては、売買相手がなく、長期間を要する場合があります。

☒ ① 2年以下 ☒ ② 3年 ☒ ③ 5年 ☒ ④ 7年 ☒ ⑤ 10年以上

④森林売買に関し、あなたの情報の事前登録について該当するものを一つお選び下さい。

☐ 希望する(登録を承諾し、事前にバンク登録を行います)

〈回答方法〉

郵送での回答のほか、WEBや窓口、訪問でも
対応いたします。

ご協力ありがとうございました。

問い合わせ先
とくしま南部地域森林管理システム推進協議会
(阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町)
ハローフォレスト
阿南・那賀 0884-62-2770
海 部 0884-70-1658

森林経営管理制度の進め方

- ・ 意向調査回答を受けての **次のステップ**

問3 「市町村へ委託」を希望されますか？

1) 希望するを選択した場合

◆ **経営管理権集積計画作成へ**

2) 希望しないを選択した場合

◆ **自分で管理、民間へ委託して森林管理へ**

◆ **売却したい場合は、森林バンク登録へ**

※森林バンクは森林の売買情報を登録し、売買の
あっせんを行う仕組みです（現在検討中です）

3) 分からないを選択した場合

森林の状況を確認し、再度確認（連絡）します

森林経営管理制度の進め方

- ・ 経営管理権集積計画（阿南市と森林所有者）

○意向調査結果や森林所有者からの申し出を踏まえ
適正に森林整備が実施されていない森林を選定
（関係者する利権者全員の合意が必要です。）

〈計画書記載項目〉

森林所有者氏名・住所・森林の所在地・面積

経営管理権存続の期間（始期、終期）

森林施業の実施内容

木材生産が行われる場合は、精算の方法

※計画内容について森林所有者に再度確認を行い

同意がいただければ、経営権の委託処理を行います。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理 番号	集○	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)						
		経営管理権を設定する森林の森林 所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内 容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha					
1												
2												
3												

「いつ (期間) どこで (所在地) 何 (施業の内容) をするか」

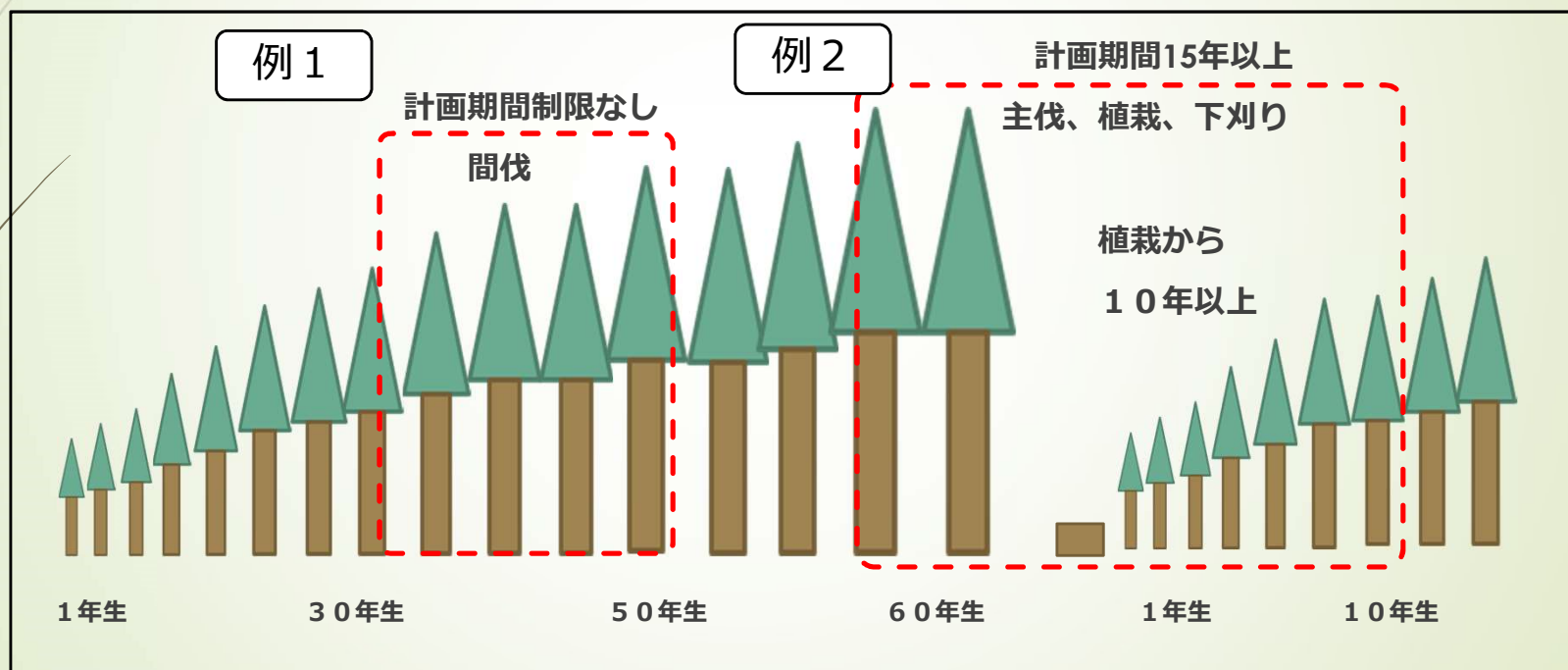
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1													

9														
10														
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 (同上) 印 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 (同上) 印														

森林経営管理制度の進め方

- ・ 経営管理権集積計画

期間（始期、終期）や森林施業の実施内容について

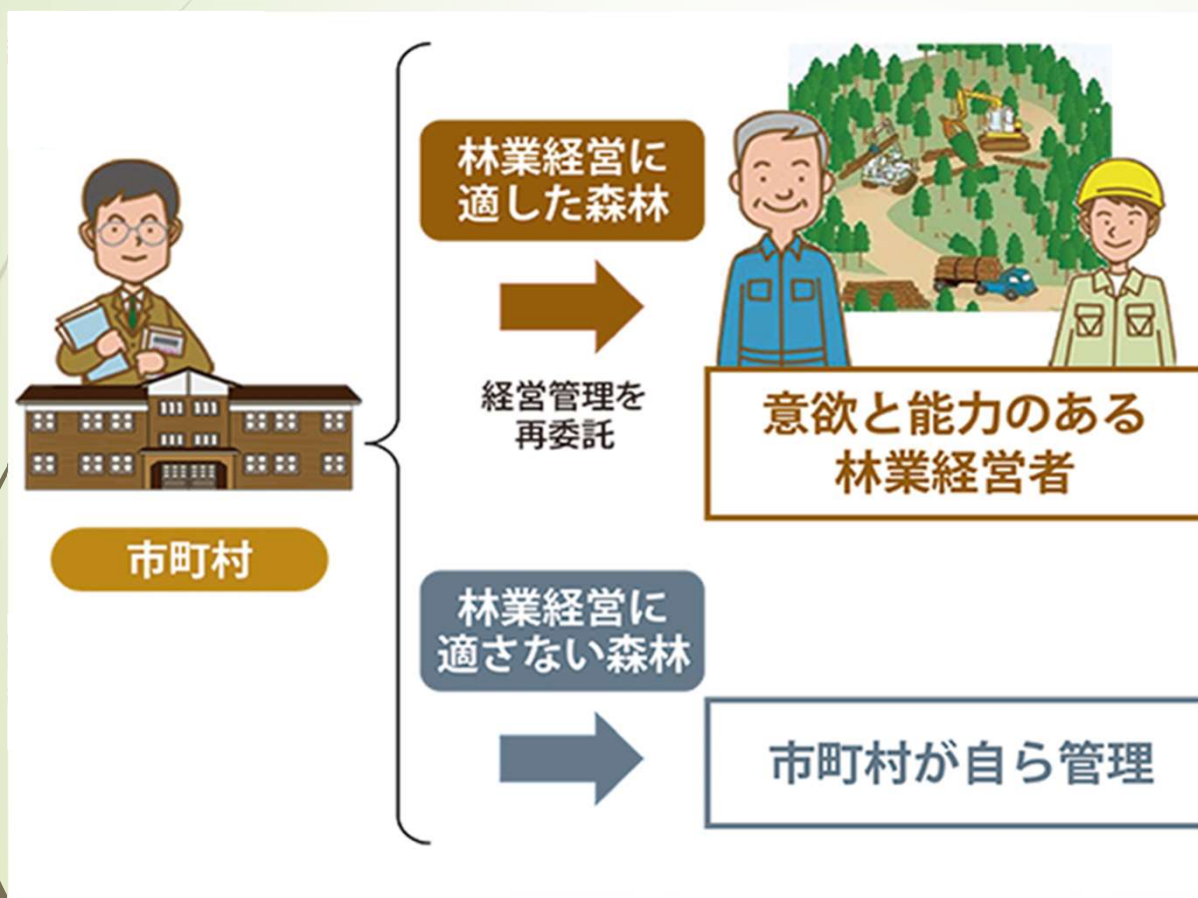


※例 1 主伐を伴わない場合 期間に制限なし

※例 2 主伐を伴う場合は、15年以上の計画（主伐後10年以上）

森林経営管理制度の進め方

経営管理権集積計画樹立後



経営管理実施権配分計画

徳島県が認定する林業事業体に
経営管理実施権を再委託
経営管理実施権を行使し
林業経営を実施

阿南市の直営事業

間伐等の森林施業を実施

森林経営管理制度の進め方

- ・ 経営管理実施権配分計画（阿南市と林業事業体）

○経営管理権集積計画の中から

立地条件が良く、経営可能な森林を対象に

市町村が選定した事業体に経営実施権を再委託します

〈計画書記載項目〉

森林所有者氏名・住所・森林の所在地め・面積

経営管理実施権の存続期間（始期、終期）

森林施業の実施内容

木材生産が行われる場合は、精算の方法

※計画内容について森林所有者に事前に情報提供があります

計画樹立後、経営管理受益権を林業事業体が取得した旨を通知。

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
1														

「いつ (期間) どこで (所在地) 何 (施業の内容) をするか」
(事前に所有者に情報提供)

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1													
2													

9														
10														
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住所 (同上) 印 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所 (同上) 印														

森林経営管理制度の進め方

- ・市町村森林経営管理事業

- 市町村が主体となり計画的な森林整備の実施

- 奥地や条件不利地等において、間伐等の森林整備や必要に応じて複層林施業を実施

- 〈事業内容〉

- 森林境界の明確化

- 森林現況調査

- 森林整備実施

森林経営管理制度により期待される効果

林業の成長産業化

と

森林環境の保全

を目指して



「林地台帳制度」について

- 森林の土地一筆ごとに整備された、所有者情報や地図情報のGISデータ。（文字情報と図面）
- 令和元年4月から市町村が管理・運用。
- 登録内容は
森林の所在地、登記簿上の所有者、占有者、
地積調査・明確化の有無、森林経営計画の有無
- 今後、正確な情報に修正しながら、意向調査の結果などを反映していきます。

※「森林管理制度のパンフレット」や「意向調査のアンケート」の送付は、林地台帳の登録情報をもとに実施されます。

所在					登記簿上の所有者				現に所有している者・所有者と見なされる者					森林の土地の境界に関する測量の実施状況				森林経営計画の認定状況			公益的機構別施業森林等	
所在	地番	地目	面積（h a）	林小班	氏名・名称	住所	共有の有無	登記年月日	氏名・名称	住所	共有の有無	記載事由	届出年月日・記載年月日	地積調査		境界の確定に資する測量		認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法
														済・未済	実施年月日	済・未済・一部済	実施年月日					



阿南市 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町 でつくる とくしま南部地域森林管理システム推進協議会

■ 設立 令和元年 7 月 8 日

■ 協議会会員

阿南市 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町
徳島県林業戦略課 徳島県南部総合県民局
徳島森林づくり推進機構（協議会事務局）

■ 設立の目的

新たな森林管理システムを円滑に実施するため、制度の周知や森林所有者への意向調査など、各市町で行うこととなった共通の事務を合理的に実施するとともに、外部有識者の技術的な支援を得られるよう合同で取り組むこととし、適正な森林管理を通じて、森林吸収源対策の推進及び山地災害等の予防に資する。

ご清聴ありがとうございました。

